

起案用紙（委員会記録伺）

(1号)

議 長	副議長	委 員 長	事務局長	局長補佐	係 長	担 当	文書取扱主任
起 案 日	平成28年 7 月 5 日			処理区分	<input type="checkbox"/> 重要 <input type="checkbox"/> 至急 <input type="checkbox"/> 例規 <input type="checkbox"/> 公示 <input type="checkbox"/> 議案 <input type="checkbox"/> 秘		
決 裁 日	平成28年 月 日			保 存	<input type="checkbox"/> 永 <input checked="" type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 即廃		
登録番号	28四 議 第 号			公 開	非公開理由		
分類番号	04 - 02 - 03			<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 時限非公開 ()	四万十市情報公開条例第9条に該当 ()		
簿冊番号	04 - 05						
委員会名	教 育 民 生 常 任 委 員 会			会議年月日	平成28年 6 月 24 日 (金)		
				会議時間	10時00分 ~11時15分		
出席委員	委 員 長 安 岡 明			欠席委員			
	副 委 員 長 大 西 友 亮						
	委 員 藤 田 豊 作						
	委 員 上 岡 礼 三						
	委 員 矢 野 川 信 一						
	委 長 西 尾 祐 佐						
その他	委 員 外 議 員 山 崎 司						
執行部出席者	市民課長	町 田 義 彦		福祉事務所長補佐	川 崎 一 広		
	保健介護課長	成 子 博 文		西土佐診療所事務局長補佐	稲 田 修		
	人権啓発課長	清 水 奈 緒 美		福祉事務所保育所係長	田 村 典 義		
	福祉事務所長	伊 勢 脇 寿 夫					
	教育次長兼学校教育課長	矢 野 依 伸					
	生涯学習課長	芝 正 司					
	西土佐診療所事務局長	村 上 正 彦					
事務局	事務局長	杉 内 照 代					
	総務係	橋 田 五 月 子					
記 録							
平成28年 6 月定例会において、本委員会に付託を受けた議案 5 件、所管事項報告 1 件について委員会を開催し、審査を行いました。その概要については以下のとおりです。							

記 録

■委員長挨拶により開会。

●まず、専決処分の承認を求めた第1号議案「平成28年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定補正予算（第1号）」について執行部から説明を受け、審査を行った。

【説明：村上西土佐診療所事務局長】

歳出の補償補填及び賠償金は、平成27年度末までの累積赤字の額を平成28年度予算額から平成27年度予算へ繰上充用し、歳入は歳出に見合う額を歳入欠陥補填収入で計上している。この繰上充用金額は、平成23年度以降毎年同額を計上している。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり承認すべきものと決した。

●次に専決処分の承認を求めた第2号議案「四万十市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(平成28年四万十市条例第28号)」について執行部から説明を受け、審査を行った。

【説明：町田市民課長】

平成28年3月31日付けの地方税法施行令の改正により、国民健康保険税の課税限度額の内、医療費分と現役世代から後期高齢者医療に負担する後期高齢者支援金等分の額をそれぞれ2万円引上げるものである。これにより介護保険分を含めて合計89万円が課税限度額となる。更に低所得者に係る所得の判定基準額も引き上げて保険税軽減の拡充について改正するもので、平成28年4月1日から施行する必要があることから地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものである。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり承認すべきものと決した。

●次に分割付託を受けた第5号議案「平成28年度四万十市一般会計補正予算（第1号）」について、執行部から説明を受け、審査を行った。

【説明：伊勢脇福祉事務所長 3-2-2（母子家庭等福祉費）】

28年8月1日から児童扶養手当法の一部が改正され、児童扶養手当の第2子加算額の月額5,000円が最大で月額1万円に、第3子以降の加算額の月額3,000円が最大で月額6,000円に改正されることに伴う、児童扶養手当事務処理システムの改修をするための委託料である。

【説明：伊勢脇福祉事務所長 3-2-9（保育所建設費）】

八東保育所の建物基礎の土質ボーリング調査に係る地質調査業務と建物の実施設計に係る委託料、保育所建設用地に隣接するゴルフ場からの防球フェンスの工事請負費である。防球ネットは15～20mの高さで延長は60mを予定している。

【矢野川委員】

保育所の前に山があつて陰になり日が当たらないという話があるが、どのように対応するのか。

【答弁：伊勢脇福祉事務所長】

当初は、保育所用地の中に保育所建物を建てる予定であったが、冬場は園庭に日が当たらないので、地震防災課の設置する拠点施設との合築によりクラブハウス側に寄せて建設し、2階部分が拠点施設、1階部分を保育所とし、少しでも日当たりを良くするよう検討している。

【西尾委員】

防球ネットは最初から造る予定だったのか、建設途中で必要となって補正をしたのか。

【答弁：伊勢脇福祉事務所長】

造成前に保育所建設用地を自分達も調査をしたところ、ゴルフボールが何個か転がっていた。ゴルフコースが建設用地よりも高い所にあるため、防球ネットをしないと園庭で遊んでいる子供に危険だ

記 録

ということで、最初から防球ネットは必要ということで計画していた。

【説明：矢野教育次長兼学校教育課長 10-2-2・10-3-2 (教育振興費)】

市民からの寄付 500 万円の内、小中学校合わせて 400 万円を学校図書館の図書を購入するための補正で、各学校が図書の選定をして購入する。

【説明：芝生涯学習課長 10-5-3 (図書館費)】

市民からの寄付 500 万円の内残り 100 万円で、本館と分館それぞれに図書を購入する。

【質問：安岡委員長】

購入図書は決まっているのか。

【答弁：矢野教育次長兼学校教育課長】

学級数等により予算を配分する予定で、その予算内で各学校が図書を選定し購入するようになる。

【答弁：芝生涯学習課長】

具体的には未定であるが、辞典類の購入や学校支援につながる書籍を検討している。

審査の結果、適当と認め全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、第 8 号議案「四万十市男女共同参画推進協議会条例」について、執行部から説明を受け、審査を行った。

【説明：清水人権啓発課長】

平成 20 年に策定した四万十市男女共同参画計画は、24 年度に見直し作業を行い、後期計画として 25 年度から 29 年度末までの計画を策定している。29 年度の見直しを行うにあたり、28 年度に市民アンケートを行い、内容を精査して新たな計画を策定するよう、今年度から計画の見直しを行うものであり、公共団体の代表者や有識者等の意見を取り入れるため、附属機関として協議会を設置するものである。

審査の結果、適当と認め全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、第 10 号議案「四万十市介護保険条例の一部を改正する条例」について、執行部から説明を受け、審査を行った。

【説明：成子保健介護課長】

本年 4 月から収納対策課に保険料の収納業務が移行したことに伴い、督促状等の表現を統一したものを送付するにあたり、延滞金の算定金額を 2,000 円以上とし、算定された延滞金額の内、1,000 円未満については切り捨てるという規定や市長の方でやむを得ない理由がある時は、保険料を減免することができるという減免規定を設けるものである。

【質問：西尾委員】

今まではなかった規定を新たに明確にする必要があるのか。

【答弁：成子保健介護課長】

収納対策課から介護保険料の督促を出すにあたり、今回規定する内容が文書の中に入っていくようになり、介護保険条例にこの部分の規定がされていないため、この際に合わせて規定をし、今年度 8 月の第 1 期以降の督促に対して反映させるものである。基準の 2,000 円以上は地方税法に準拠しているもので、実際の保険料は最低額が 4,200 円余りになるので、これに該当する分がなかったため定めていなかったが、今回色々な部分が一緒になるので、整理し条例上にも規定したものである。

【質問：安岡委員長】

記 録

納付できていない人の人数とか滞納金の処理の仕方、減免の規定の内容がわかれば教えてほしい。

[答弁：成子保健介護課長]

申し訳ないが滞納金額については、手元に数字を持っていない。延滞金の取り扱いは、普通徴収の分割納付をするときに延滞金を算出して徴収するのが主である。通常保険料は年金から特別徴収されるので、件数的には全体からすると少ない。減免はその時の判断になるが、基本的には条例上に災害によることがあり、市長が特に定めるといふ部分は基準的には定めていない。

審査の結果、適当と認め全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、執行部から5月26日の教育民生委員会での脳ドックの説明に訂正と追加の申し出があった。

[成子保健介護課長]

5月26日の教育民生委員会での脳ドックの説明に誤りが2か所あった。今年度の申込者の状況について市民病院が409名、市外医療機関が11名と説明したが、市民病院409名には市外分も含めた全体の申込者数としていたので、市民病院の409名は市外の11名を引いた398名に訂正をお願いする。抽選となった市民病院の数も409名と説明していたが、市外分11名と過去に助成を受けた35名を除いた363名に訂正し、抽選の公平性を保つため、過去に助成を受けた人を除いて抽選していることを説明に追加する。

●続いて所管事項に係る報告について執行部から報告を受け調査を行った。

[報告：伊勢脇福祉事務所長]

日本たばこ産業株式会社中村営業所跡地の取得に係る取組について報告する。旧中村町内の保育所は、あおぎ保育所、愛育園、もみじ保育所の3保育所であり、平成24年8月策定の四万十市保育計画では、改築時に合わせ統廃合を検討する保育所として愛育園ともみじ保育所、第二次四万十市行政改革大綱推進計画では、施設の老朽化に伴う統合として愛育園ともみじ保育所があげられている。その用地や位置について内部協議等を進めていたところ、日本たばこ産業株式会社が事業縮小のため中村営業所跡地の売却を検討していることがわかった。直接確認したところ28年中に入札を行い売却する予定で、仮に四万十市が購入する場合入札をせず優先的に話を進めてもらえないか申し入れをしたところ、それで良いとの了承を得たため、担当部署である同社の不動産室と購入に係る話し合いを行ってきた。物件不動産の表示は四万十市中村東町1丁目23番で地目は宅地、地積は4,613.5平方メートル、実測面積は4,622.57平方メートルである。保育所の施設の規模、運営形態等具体的な計画は現時点では未定である。たばこ産業からの購入締結期限が今年8月までと限定されているため予算計上は現状では難しく、公共の利益のために取得する必要がある土地を予め取得することにより事業の円滑な執行を図ることを目的として設置された四万十市土地開発基金で先行取得したいと考えている。価格は不動産の経済価値を判定し、その結果を価格に表示する不動産鑑定評価を基準として現在売買契約締結に向けた価格の交渉を行っており、契約締結時期は7月から8月を予定している。地方自治法第96条第1項第8号の規定では、議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとするとなっている。ただし、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限るとなっており、当該案件については予定価格が2,000万円以上になると推定されるが、地積については5,000平方メートルを下回るもので、議会の議決に付さなければならない財産の取得にはあたらない。

記 録

【質問：藤田委員】

交渉金額はどのくらいになるのか。

【報告：伊勢脇福祉事務所長】

現在交渉中のため価格については今のところ言えない。今回のような大きな取引は旧町内でも稀であり、個人向けの取引を基に鑑定評価を取っているが、それよりも若干廉価になると思う。

■次に管内視察について協議を行った。

実施日：平成28年7月13日（水）

視察先：西土佐中学校（屋内運動場）、西土佐診療所、下田小中学校、スケートパーク場、リトルフレンド

■次に行政視察について協議を行った。

実施日：平成28年10月～11月頃

視察先：次回の委員会で決定

■委員長報告の作成を正副委員長に一任し、委員会を終了した。